

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第100条第1項の規定において、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、事業者に対して必要な事項を報告させることができるとされており、これに基づく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「則」という。）第97条の規定による労働者死傷病報告制度により、労働者が労働災害等に遭った場合には労働基準監督署長に報告することとされている。
- 今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号。）第2条による改正後の労働安全衛生法（以下「改正法」という。）第100条の2第1項により、労働者ではない個人事業者等の作業従事者についても、仕事の作業における事故等の業務災害の発生状況に係る情報について調査を行うことができることとされ、同条第2項において、同条第1項の調査に必要なときは、省令で定めるところにより、事業者等に対し、必要な事項を報告させることができるとされたところ、当該報告義務の詳細に係る規定の整備等、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 特定注文者^{※1}・災害発生場所管理事業者^{※2}に対し、個人事業者が、労働者と同一の場所で行う仕事の作業による事故等の業務災害により死亡又は休業（4日以上）した場合（過重労働等を原因とする脳血管疾患、心臓疾患又は精神障害によるものを除く。）に、所轄の労働基準監督署長への報告を義務付ける。
 - ※1 業務災害に遭った個人事業者に仕事を請け負わせ、自らも個人事業者と同じ場所で仕事を行う事業者（当該仕事为数次の請負契約によって行われるため、該当する者が複数あるときは、それらの者のうち当該個人事業者に対して最も後次の注文者とする。）。
 - ※2 業務災害発生時に個人事業者が仕事の作業を行っていた場所を管理する事業者であって、その労働者が、当該場所で仕事の作業を行うもの。なお、災害発生場所管理事業者が義務を負うのは、当該業務災害の発生場所に、特定注文者に当たる者が存在しない場合のみ。
- 中小企業の事業者に対し、労働者と同一の場所で行う仕事の作業による事故等により、当該企業の役員等が死亡又は休業（4日以上）（過重労働等を原因とする脳血管疾患、心臓疾患又は精神障害によるものを除く。）した場合に、所轄の労働基準監督署長への報告を義務付ける。
- 個人事業者又は中小企業の役員等が、過重労働等を原因とする脳血管疾患、心臓疾患又は精神障害に至った場合においては、当該個人事業者又は中小企業の役員等が、所轄の労働基準監督署長への報告をできることとする。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 改正法第2条による改正後の法第100条の2

4. 施行期日等

- 公布日：令和7年11月（予定）
- 施行期日：令和9年1月1日